

## 従業員持ち株会に対する第三者割当増資

税理士法人 山田&パートナーズ 税理士 矢崎 ふみ子

【問い】当社(株式会社)は、社長(オーナー)が100%株式を所有する同族会社です。当社株式は、純資産価額による株価が高く、そのため株式移転も困難な状況です。純資産価額を引き下げする方法はありますか。

【答え】純資産価額を引き下げる方法には、次の二通りのパターンが考えられます。

株式数を変えずに純資産の金額を引き下げる。不動産の取得により、相続税評価額と取得価額の乖離を活用する。ただし、二年間は、通常の取引価額による評価となるため三年経過後でなければ評価引き下げ効果は生じない。

株式数を増やし一株あたりの純資産の金額を薄める。従業員持株会への第三者割当増資を配当還元価額で行う。

ここでは、短期的に効果が生じる従業員持株会への第三者割当増資について説明します。

### 一、第三者割当増資

第三者割当増資とは、既存株主以外の第三者または既存株主のうち特定の者を対象に新株を割り当てる増資をいいます。この場合の発行価額は時

価が原則です。時価よりも低い価額で第三者割当増資を行った場合、引き受けた株主は時価との差額について有利となるため、その差額分について所得税または贈与税の課税が生じます。

### 二、従業員持株会へ第三者割当増資

未上場会社の株式の時価は、会社の支配権を確保している同族株主一族にとつては、会社の実態価値が時価として認識できます。しかし、会社の支配権に関係しない少数株主(従業員など)にとつては、その会社から今後もらえるであろう配当期待価値が株式の時価と考えられます。

このような観点から、相続税の株式評価は、同族株主が取得した株式は原則的評価方式により評価し、同族株主以外の株主が取得した株式は配当還元方式で評価することになります。

したがって、未上場会社の場合、支配権に影響しない範囲で従業員持株会に対して配当還元価額で第三者割当増資を行うことができます(商法上、株主総会の特別決議が必要です)。

### 三、株式評価額の引き下げ効果

従業員持株会に対し、一株あたり配当還元価額 五百円で二万株第三者

割当増資をした場合には、一株あたりの純資産価額は次のとおりとなります。

#### 【前提条件】

一株あたり純資産価額 五千万円  
発行済み株式数 十万股

#### 【第三者割当増資後】

一株あたり純資産価額 四千二百五十万円  
発行済み株式数 十二万股

オーナーの株式評価額は五億円から四億二千五百万円となり七千五百万円評価額が下がります。

### 四、留意点

従業員に自社株式を持たせることは、従業員の経営参加意識を向上させますし、会社にとつても増資による新たな資金が増え、資金が潤沢になるというメリットがあります。

ただし、同族以外の第三者が株主として参加することになりますので株主代表訴訟の提起が起きやすくなるなどの問題点もあります。

会社経営権を確保するためには、株主総会での特別決議が可能な発行済み株式数の三分の二以上の株式数を所有すべきですので、余り多くの株式を従業員持株会に割り当てないよう配慮が必要です。